

こへぷのお家桜ヶ丘定期巡回ケアステーション

重要事項説明書（サービス利用料）

（１）基本料金

定期巡回・随時対応型訪問介護看護Ⅰ（一体型）

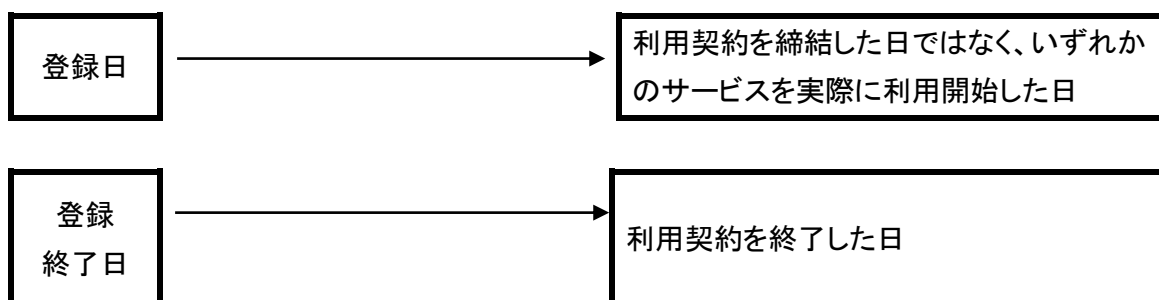
基本料金は、定期巡回サービス・随時対応サービス・随時訪問サービス・（訪問看護サービス）をすべて含んだ１ヵ月ごとの包括費用（定額料金）です。

	訪問介護のみ利用		訪問介護と訪問看護利用	
要介護度	基本単位数	自己負担(3割)	基本単位数	自己負担(3割)
要介護 1	5,446 単位	17,026 円	7,946 単位	24,841 円
要介護 2	9,720 単位	29,448 円	12,413 単位	38,805 円
要介護 3	16,140 単位	50,455 円	18,948 単位	59,233 円
要介護 4	20,417 単位	63,825 円	23,358 単位	73,019 円
要介護 5	24,692 単位	77,189 円	28,298 単位	88,461 円

※ 上記は包括費用（定額）となりますので、利用者の体調不良や状態の変化等により、ケアの計画に定めた期日より利用が少なかった場合の割引や、利用が多かった場合の増額はありません。

※ 月途中から登録した場合又は月途中途から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割り計算した料金を支払います。

なお、登録日及び登録終了日の定義は以下となります。



(2) 加算料金

ご利用者の状況で各加算があります

加算	基本単位数	自己負担
緊急時訪問看護加算※ 1	325 単位／月	1,016 円
ターミナルケア加算※ 2	2,000 単位	6,255 円
特別管理加算（Ⅰ）※ 3	500 単位／月	1,566 円
特別管理加算（Ⅱ）※ 4	250 単位／月	786 円
初期加算※ 5	30 単位／日	939 円
退院時共同指導加算※ 6	600 単位／回	1,881 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）※ 7	750 単位／月	2,349 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）※ 8	所定単位数×24.5%	基本単位数に加算単位を加えた所定単位数×24.5%×10.42
総合マネジメント体制強化加算 ※ 9	1,200 単位／月	3,753 円

緊急時訪問看護加算※ 1	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡できる体制にあって、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合
ターミナルケア加算※ 2	主治医との連携のもと終末期の看護を行った場合に加算されます。
特別管理加算（Ⅰ）※ 3	在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算（Ⅱ）※ 4	1. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 2. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 3. 真皮を超える褥創の状態 4. 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態
初期加算※ 5	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から 30 日以内の期間については、初期加算として、1 日につき所定単位数が加算されます。
退院時共同指導加算※ 6	入院中又は入所中のご利用者が、退院又は退所するにあたり、看護師が医師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行った後、初回の訪問看護を行った場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）※ 7	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に加算されます。

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）※８	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に加算されます。 介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるための加算。 令和４年２月から実施された介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から創設された加算。
総合マネジメント体制強化加算※９	当事業所が、個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえた職種協働により、随時適切に見直しを行っている。日頃から多様な主体との意思疎通等を図り適切に連携する為の積極的な体制整備を行った場合加算されます。

1. 上記料金表の外に、交通料等は一切かかりません。但し、サービス提供エリア外のご利用については、交通費として１回の利用につき３００円をいただきます。また、訪問時に訪問宅または無料の駐車場が使用できない場合に有料駐車場に駐車した際の料金についてはご請求させていただきます。
2. 通報のためのケアコール端末を無料で貸し出します。
※ただし、電話回線での通話料につきましてはご利用者負担となります。当法人より月遅れにて請求させていただきます。
※ケアコール端末機の故障・紛失・水没
ケアコール端末機の故障・紛失・水没等については、利用者の故意又は過失に起因するものに関しては利用者負担となります。それ以外の故障については、事業者の負担となります。（端末機費用５４，０００円）
3. 訪問介護員等のキャンセル料はいただきませんが、派遣の都合がありますので、キャンセルをする場合には２時間前までにはご連絡ください。
4. ご利用者にお支払いいただくご利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。また、衛生材料費・薬品費等、ご利用者が負担することが適当と認められる費用については、ご利用者の実費負担となります。
5. その他
 - ① 自己負担金は、ご利用者指定の郵便局口座からの自動振替
 - ② お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡しします。
 - ③ 上記のご利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。介護保険において、居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合は、いったんご利用者が利用料（１０割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（９割）を請求することになります。

- ④ 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの催告から14日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除したうえで、未払い分を請求します。
- ⑤ 当該サービス利用中に点滴等の医療保険での訪問看護の対象となった場合は、医療保険期間中の日数を日割り計算した料金となります。